

# 町田市地域回遊イベント等業務委託

## 業務受託候補者選定のためのプロポーザル説明書

2022年2月25日公表

### 1 事業の経緯、契約の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の多くの観光拠点や商店街で実施するイベントが中止となり、地域のにぎわいや交流機会の創出に大きな影響がありました。その一方で、地元や近隣地域への観光「マイクロツーリズム」のほか、密を避けた開放空間で実施するイベントやオンラインイベントのニーズが高まっています。

市内観光拠点や商店街を題材とした市内全体を回遊するイベントを、町田市観光コンベンション協会及び町田市商店会連合会とともに開催し、市内外からの来訪を促進することで、町田の魅力を発信するとともに、地域経済の活性化を後押しすることを目的とします。

### 2 契約の概要

契約件名	町田市地域回遊イベント等業務委託
契約期間 (業務実施期間)	契約締結日から2023年3月17日 (契約締結日から2023年3月17日)
履行場所	町田市が指定又は承認した場所
委託する業務	町田市地域回遊イベント等業務委託仕様書(案)のとおり。
契約約款	町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。
契約保証金	契約金額の10分の1以上の金額の契約保証金の納付を求める。 ただし、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札参加資格審査申請を行い、町田市における競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は免除。
契約代金の支払方法	契約代金は、業務完了後に一括して支払う。 市が認めた場合、部分払いを可とする。
契約目途額 (予定価格)	契約金額の上限は45,000,000円(消費税10%を含む)とする。

※ 本件は町田市議会における当初予算の可決を条件とするため、当初予算の議案が否決されたときは、契約を延期又は中止することがあります。

### 3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者(以下「プロポーザル参加者」という。)が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

### 4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは、公募型プロポーザル形式とし、このプロポーザルに参加させる事業者は、次のすべての条件を満たしていること者とします。ただし、以下のいずれかに非該当となった場合は、参加資格を取り消します。

- ① 本件と類似する契約実績を有すると認められること(関係会社の実績でも可とする)

- ② 町田市から入札参加資格停止措置を受けていないこと
- ③ 経営不振の状態にないと認められること

## 5 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表	2022年2月25日(金)
(2)	資料配布	2022年2月25日(金)
(3)	参加申請書の提出	2022年3月7日(月) 午後5時まで
(4)	参加申請審査結果の通知	2022年3月8日(火)
(5)	質疑の提出	2022年3月10日(木) 午後5時まで
(6)	質疑の回答	2022年3月14日(月)
(7)	提出書類の作成、提出	2022年4月6日(水) 午後5時まで
(8)	一次審査	2022年4月8日(金)
(9)	一次審査結果、プレゼンテーション時間等の通知	2022年4月12日(火)
(10)	プレゼンテーション、ヒアリング	2022年4月21日(木) の指定時間
(11)	評価、採点	2022年4月21日(木)
(12)	結果通知、結果公表	2022年4月25日(月)
(13)	契約内容の調整、仕様書の決定	2022年4月中
(14)	見積書の提出	2022年4月中
(15)	契約書の調印	2022年4月28日(木)

## 6 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

### (1) 案件公表

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

### (2) 資料配布

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ① 町田市地域回遊イベント等業務委託 業務受託候補者選定のためのプロポーザル説明書
- ② 町田市地域回遊イベント等業務委託 仕様書(案)
- ③ 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書
- ④ 業務委託契約書及び約款
- ⑤ プロポーザル参加申請書(指定様式)
- ⑥ 質疑書(指定様式)
- ⑦ 提案書(指定様式)
- ⑧ 業務実施体制(指定様式)
- ⑨ 業務責任者及び担当者業務実績書(指定様式)
- ⑩ 類似契約実績書(指定様式)
- ⑪ 誓約書(指定様式)

これらの資料は、町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL <https://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の方へ > 入札・契約 > プロポーザルによる契約案件の公表 > 公募型プロポーザル

### (3) 参加申請書の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、「プロポーザル参加申請書」「誓約書」「類似契約実績書」及び実績書に記載の「契約書の写し」（契約書では必要事項が足りない場合は仕様書等を添付）を 2022 年 3 月 7 日（月）午後 5 時まで（必着） に、経済観光部観光まちづくり課に電子メールで送付ください。また、電子メール送付後に、受信確認のため観光まちづくり課へ電話ください。

提出書類の作成にあたっての注意事項	
【共通事項】 文字サイズは 10 ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。	
書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
プロポーザル参加申請書 <指定様式>	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。
類似契約実績書 <指定様式>	本件と類似した契約を履行した実績のうち主なものを 5 件程度、指定様式に契約の概要を記載してください。5 件に満たない場合は、その件数で構いません。また、その成果を記載してください。 ただし、2019 年 1 月～2021 年 12 月の間に完了した契約に限ります。
契約書の写し	類似契約実績書に記載した契約について、契約書の写しを添付してください。（件名、契約金額、契約当事者名、業務内容が表記されている部分のみ） ※契約書に業務内容の記載がない場合は、仕様書等の業務内容を記載した書類も添付してください。

### (4) 参加申請審査結果の通知

「プロポーザル参加申請書」を提出した事業者に、参加の可否について「プロポーザル参加申請審査結果通知書」を電子メールで送付します。

### (5) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、電子メールに添付して「8. 本案件に係る問い合わせ先」の電子メールアドレスへ送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：案件名質疑 + 参加業者名 + 送信年月日

例：町田市地域回遊イベント等業務委託質疑株式会社▲▲▲20220301

（株式会社▲▲▲が 2022 年 3 月 1 日に質疑書を送信した場合）

### (6) 質疑の回答

提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、プロポーザル参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して送付します。

プロポーザル参加者全員へ通知後「質疑回答書」は、町田市ホームページにも同様に掲示します。

(7) 提出書類の作成、提出

次のとおり提出書類を作成し、2022年4月6日(水)午後5時まで(必着)に、経済観光部観光まちづくり課に電子メールで送付ください。

提出書類の作成にあたっての注意事項	
【共通事項】 A4を縦置きに使用し、文書は横書きとしてください。 文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。 提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないでください。 提出書類はPDFファイルにし電子メールで送付してください。10MB以上を超える場合は、DVD-R等の記録媒体でご提出ください。オンラインストレージ等での提出は不可とします。	
書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
提案書 ＜指定様式＞	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。
見積書 ＜様式自由＞	様式は自由ですが、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。 できるだけ詳細な内訳書を添付してください。 見積り金額には消費税を含みます。ただし、契約別途額を超える金額は記載できません。 ページ数の制限はありません。
企画書 ＜様式自由＞	【提案内容】 次のテーマについて、町田市特性や貴社の強みがわかるように記載してください。※ページ数は全体で12ページ以内。 ① 謎解き（宝探し、脱出ゲームなどを含む）等を中心とした一連のイベント企画をご提案ください。 ・ イベント実施期間は、2022年7月中旬～2023年2月末とする。 ・ イベントのターゲットを設定し、明記すること。 ・ 本事業の目的に対する目標を複数設定すること。 （例）イベント参加者数、満足度など ・ デジタルスタンプラリーの企画は不可とする。 ・ 共催である町田市観光コンベンション協会、町田市商店会連合会との連携内容を明記すること。 ② イベント開催を周知し、多くの参加を促すための方法をご提案ください。
工程計画表 ＜様式自由＞	業務実施スケジュールを記載してください。 ページ数は2ページ以内。
業務体制及び 業務責任者実績書 ＜指定様式＞	契約締結後に業務責任者になる予定の者が、本件と類似した契約に責任者として携わった経験がある場合は、指定様式に契約の概要を記載してください。また、その <u>成果</u> を記載してください。 ただし、2017年1月～2021年12月の間に完了した契約に限ります。

(8) 一次審査

参加希望者が5者を超える場合は、一次審査を行います。応募要件を満たす者から以下の評価項目につ

いて提出された書類をもとに、審査を行い、合計得点が高い者から上位 5 者を選定します。評価得点が同点の場合は、見積金額が低い者を上位とします。なお、提出書類や資料の内容に不備がある場合は失格とします。

評価項目	配点
作業工程	3 点
実施体制	3 点
実績	10 点

(9) 一次審査結果、プレゼンテーション時間等の通知

一次審査の可否は、電子メールにて「一次審査結果通知書」を通知します。一次審査に合格した事業者のみ、プレゼンテーション・ヒアリングを実施するため、電子メールで「プレゼンテーション時間等通知書」を送付し、時間と会場を指定します。なお、「プロポーザル参加申請書」を提出した事業者が 6 者に満たない場合は、「一次審査結果通知書」を通知せず、「プレゼンテーション時間等通知書」のみ通知します。

(10) プレゼンテーション、ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点しません。

項目名	注意事項等
日時	2022 年 4 月 21 日 (木) 集合場所・時間は、ヒアリング等開催通知書で指定します。
会場	町田市庁舎 4 階・記者会見室
内容	はじめに、提出した企画書等の内容について、15 分間以内で説明してください。PC、プロジェクター等の機材の使用は不可とします。 次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は約 10 分間とします。
説明員	原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。 会場に入室できるのは、3 名以内とします。 入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。

(11) 評価、採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案及びプレゼンテーション又はヒアリングの状況を評価、採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。

評価項目及び配点は下表のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。一次審査及び本評価項目の合計点が基準値を下回った場合は、適格者なしとします。また、各項目について最低評価が付いた場合は失格とします。

評価項目	配点
業務提案	120 点
プレゼンテーション・ヒアリング	20 点

また、最高得点を取得した者が 2 者以上ある場合は、企画書の内容を重視します。その点数が同点の場合、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定します。さらに見積金額が同価である場合は、くじ引きとします。

(12) 結果通知、結果公表

プレゼンテーション・ヒアリングの参加者全員に、電子メールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(13) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と経済観光部観光まちづくり課で業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(14) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(15) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

7 その他留意事項

- ① プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- ② 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- ③ 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- ⑤ 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。  
また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開します。  
ただし、同条例第5条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めるときは、該当部分を非公開とすることがあります。  
提出書類に非公開を希望する部分がある場合は、書類提出時に申し出てください。該当書類に対する情報公開請求があったときに、市が判断する際の参考とします。（判断の結果、ご希望に添えないことがありますので、ご承知おきください。）
- ⑥ 提出された書類は一切返却いたしません。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響により、プレゼンテーションの方法等が変更となる場合があります。

8 本案件に係る問い合わせ先

町田市役所経済観光部観光まちづくり課（町田市庁舎9階）

所在地：〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話：042-724-2128 FAX：050-3033-9518

e-mail：mcity5450@city.machida.tokyo.jp